

○幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 18 日条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを使用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 21 日条例第 15 号）

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 町長	幕別町子ども医療費助成条例（昭和 47 年条例第 4 号）による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年条例第 30 号）による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	幕別町町営住宅条例（平成 6 年条例第 15 号）による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	幕別町子ども医療費助成条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		幕別町子ども医療費助成条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

3 町長	幕別町町営住宅条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

○幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成 29 年 6 月 21 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 37 条。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 幕別町子ども医療費助成条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 4 条の医療費の助成に関する事務
- (2) 幕別町子ども医療費助成条例施行規則（平成 11 年規則第 10 号）第 4 条及び第 5 条の受給者証の交付申請の受理及びその申請に係る事実についての審査若しくはその申請の応答に関する事務
- (3) 同条例第 8 条の届出の受理及びその申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年条例第 30 号）第 3 条及び第 4 条の医療費の助成に関する事務
- (2) 同条例第 5 条の受給者証の交付申請の受理及びその申請に係る事実についての審査若しくはその申請の応答に関する事務
- (3) 同条例第 9 条の届出の受理及びその申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 幕別町町営住宅条例（平成 6 年条例第 15 号）第 6 条の入居の申込みの受理、その申込等に係る事実についての審査若しくはその申込等に対する応答に関する事務
- (2) 同条例第 9 条第 1 項の同居の承認の申請の受理、その申込等に係る事実についての審査若しくはその申込等に対する応答に関する事務
- (3) 同条例第 9 条の 2 第 1 項の入居の継承の承認の申請の受理、その申込等に係る事実についての審査若しくはその申込等に対する応答に関する事務
- (4) 同条例第 12 条の家賃の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申込等に係る事実についての審査若しくはその申込等に対する応答に関する事務
- (5) 同条例第 8 条第 3 項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申込等に係る事実についての審査若しくはその申込等に対する応答に関する事務

(条例別表第 2 の項の規則で定める事務及び情報)

第 5 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は、幕別町子ども医療費助成条例施行規則第 4 条及び第 5 条の受給者証の交付申請又は幕別町子ども医療費助成条例第 8 条の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請又は届出に係る子ども（幕別町子ども医療費助成条例第 2 条第 1 項の子どもをいう。以下同じ。）又は保護者（同条第 2 項の保護者をいう。以下同じ。）の住民票に記載された住民台帳基本法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項についての情報（以下

「住民票関係情報」という。)

- (2) 当該申請又は届出を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報
- (3) 当該申請又は届出を行う保護者に係る国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による保険給付の支給に関する情報
- (4) 当該申請又は届出に係る子どもの幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の受精に関する情報

第 6 条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 5 条の受給者証の交付申請又は同条例第 9 条の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請又は届出を行う幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 2 条第 1 項の重度心身障害者又は同条第 2 項のひとり親家庭等の母又は父及び児童（以下「重度心身障害者等」という。以下同じ。）に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 当該申請又は届出を行う重度心身障害者、当該重度心身障害者と同一世帯に属する者又は当該重度心身障害者の扶養義務者若しくは療育者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 当該申請又は届出を行う幕別町重度心身障害者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- (4) 当該申請又は届出を行う重度心身障害者に係る身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (5) 該申請又は届出を行う重度心身障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (6) 当該申請又は届出を行う重度心身障害者に係る児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項の児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項の知的障害者更新相談所、精神保健福祉法第 6 条第 1 項の精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師における判定又は診断に関する情報
- (7) 当該申請又は届出を行う重度心身障害者に係る幕別町子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報

第 7 条 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は、幕別町町営住宅条例第 6 条の入居の申込み、同条例第 9 条第 1 項の同居の承認の申請、同条例第 9 条の 2 第 1 項の入居の継承の承認の申請、同条例第 1 2 条の家賃の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、同条例第 8 条第 3 項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理及びその申込等に係る審査若しくはその申込等に対する応答に関する事務とし、条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 当該申込又は申請を行う幕別町町営住宅条例第 2 条第 2 項の町営住宅の入居者又は同居者（入居予定又は同居予定を含む。以下「入居者等」という。）に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 入居者等に係る市町村民税に関する情報

- (3) 入居者等に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (4) 入居者等に係る児童福祉法第 12 条第 1 項の児童相談所、知的障害者福祉法第 12 条第 1 項の知的障害者更新相談所、精神保健福祉法第 6 条第 1 項の精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師における判定又は診断に関する情報
- (5) 入居者等に係る精神保健福祉法第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。